



WWF for a living planet®

日本における 国内排出量取引導入のポテンシャル

FoEジャパン主催 地球温暖化防止国際ワークショップ
「ポスト・モントリオールの次期国連温暖化交渉の行方」
2006年4月22日(土) WWFジャパン 山岸 尚之

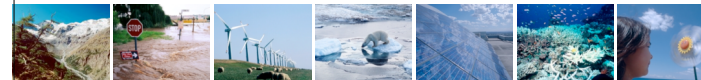


京都議定書の発効から一年・・・ そしてモントリオール会議

京都議定書の発効一周年
モントリオール・アクション・
プラン(MAP)の採択



京都議定書の目標達成を
前提としつつ、中長期を見
据えた対策検討の必要性



中長期を見据えて

第3次環境基本計画(2006年4月7日閣議決定)

第2部 第1章 地球温暖化に対する取組 2 目標

(2) 中長期的目標

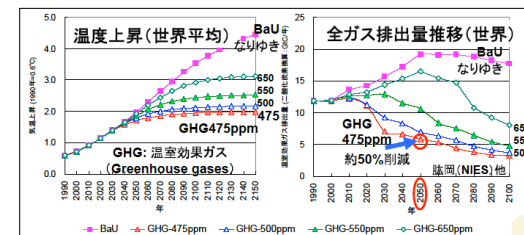
さらなる長期的・継続的な排出削減に向け、技術革新等を通じて、社会経済のあらゆるシステムを、構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへと抜本的な変革を遂げることを目指します。

このため、我が国として、国際的な取組や国内の取組の枠組みの目安となる中長期的な目標(注1参照)について検討することが必要になっています。

具体的な目標の在り方についてはなお検討が必要ですが、我が国においても、究極の目標に至るためのいわば中間目標として、30～50年を射程とする中長期目標を策定することとし、必要な作業を進めます。



日本での中長期目標検討の例 「脱温暖化2050プロジェクト」



Greenhouse gasesとは
温室効果をひき起こす
ガス: CO₂以外にメタン、
亜酸化窒素、フロンなど

中央環境審議会地球環境部会-
気候変動に関する国際戦略専門
委員会「気候変動問題に関する
今後の国際的な対応について(長
期目標をめぐって)第2次中間報
告」(平成17年5月)に情報提供

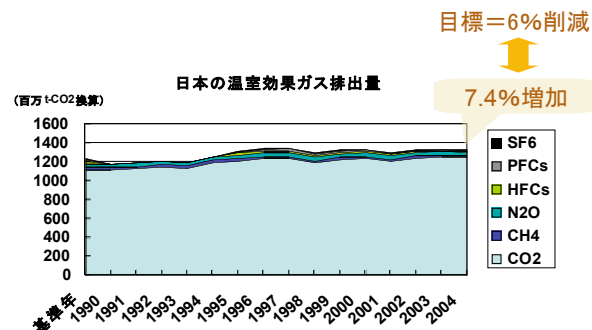
気温上昇を2℃以下に抑えるには、大気中
GHG濃度を475ppm以下にする必要がある
・2050年のGHG排出量を世界全体で、1990年
レベルの50%以下に削減する必要がある
・日本はそれ以上(60-80%)の削減が求められ
る可能性。欧州諸国(英国60%削減、ドイツ
80%削減、フランス75%削減)でも検討。

※国の正式ポジ
ションというわけ
ではない

脱温暖化2050プロジェクト・ウェブサイト <http://2050.nies.go.jp/> より



日本の排出量は・・・？



脱温暖化へ向けて

2004年度の評価・見直し

京都議定書目標達成計画

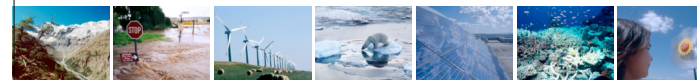
□ 個々の対策の積み上げで、「6%削減」が数字上達成されるようになっている

□ 環境税や国内排出量取引などの対策は「検討する」にとどまっている

WWFの考え

□ 国内排出量取引制度を中心としたポリシーミックスを導入することが必要

2007年度の評価・見直しへ



WWFの国内排出量取引制度提案

概要

- CO₂対象
- エネルギー転換、産業、工業プロセス部門を対象(64%をカバー)
- キャップ・アンド・トレード
- 2002年基準年→11%削減
- 初期配分:ベンチマーク式
→グランドファザリングと比べ早期の対策を考慮に入れることができる
- 海外市場とのリンクを前提
- CDM/JIの活用意義の明確化



提案を発表したシンポジウムの様子(2004年9月29日)

Öko-Institut e.V.
Institut für angewandte Ökologie
Institute for Applied Ecology



WWF提案の2つの重要な特徴

1. 初期配分の方法として、ベンチマーク方式を提案していること

早期対策が軽視される傾向のあるグランドファザリング方式と比べ、これまで努力して効率の良いところをある程度考慮にいれることができる。ただし、必要となるデータが多い。

2. 遵守係数の差異化の検討を提案していること

遵守係数というのは、過去の排出量等から実際の個々の主体の割当量を決める時に使う係数のこと。通常は、これに対象範囲全体に使うが、国際競争にどれだけさらされているかなどに配慮して、差異化をするということも考えられる。





なぜ国内排出量取引制度なのか

- 京都議定書目標達成の観点から
 - 削減量が確実
 - 経済全体に関する負担が最小化される(個別主体はルールによる)
 - 削減をしたところは得をし、しなかったところは損をする
(自主的取組みの下では、削減努力をしたところが不利になる可能性)
- 中長期的な視点から
 - GHG排出がコストとして明確に認識される
→低炭素型の社会への誘導



EUの域内排出量取引制度

特徴

- 2003年10月のEU指令(Directive)により設立
- キャップ&トレード型の排出量取引
- 各国が国内での排出枠の具体的な配分を決める=国内配分計画(NAPs)
- EU25ヶ国が対象:約11,500の「施設」が対象:45%をカバー
- 第1期は2005~2007年;第2期は2008~2012年
- 排出枠の配分方式は基本的に無償配分(グランドファザリング)
- 第1期は全排出枠のうち5%、第2期は10%がオークション可

現状と今後のプロセス

- 2005年6月20日に全てのNAPが欧州委員会によって承認された
- 2005年12月22日に欧州委員会はガイダンスを発表
- 2006年6月30日までに第2期(2008~2012年)のNAP提出予定



アメリカでの動向(1)

- Regional Greenhouse Gas Initiative (RGGI)
- 東部7州が参加する(2005年12月20日にMOU締結)
 - コネチカット、デラウェア、メイン、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、バーモント
- 発電所を対象としたキャップ・アンド・トレード

対象ガス	CO2のみ
目標および実施期間	2009年~2014年:定められた初期割当量に安定化 2015年~2018年:年2.5%削減→18年には10%削減
カバー範囲	対象地域の総排出量の約3割(割当量=121.25百万t-CO2)
配分方法	75%を無償配分;25%を省エネ推進等のためにオークション
特徴	セーフティー・バルブの採用/オフセットが利用可能/"オフセット・トリガー"



アメリカでの動向(2)

- 上院での排出量取引に関する提案
- 1. マケイン・リーバーマン法案
 - 最初に提案されたのは2003年→否決はされたが高い支持
 - キャップ・アンド・トレード
 - 対象部門の2010年の排出量を2000年レベルで安定化
- 2. ビンガマン・ドメニチ提案
 - National Commission on Energy Policy (NCEP) の提言をベース
 - 原単位目標をベースとして総量削減をする
 - 2010~2018年までは2.4%の原単位改善→2019年以降は2.9%
 - 2006年2月にホワイト・ペーパーを提示
→企業・団体のパブコメを募集
→160以上の企業・団体が意見を提出(積極的な意見を含む)
- 3. ファインスタイン提案?

これらの提案は完璧ではない。しかし、妥協案の模索が始まっているということは、逆説的には、議論が深まっていることの顕われ



オーストラリアの動向

□ 州政府合同での動き

- 2004年12月 筆頭大臣に10項目の論点を提案
- 2005年3月 各州政府環境大臣が共同コミュニケを発表
- 2005年9月 バックグラウンドペーパーを発表
→ステークホルダー会合、パブリックコメントなど
- 2006年6月 グリーンペーパー発表予定
- 2010年 制度発足をを目指す

□ ニューサウス・ウェールズ州での制度 (NSW GGAS)

買い手

ベンチマーク参加者 (23社)
電力小売業者中心
+
自主参加施設 (9社)
電力大規模ユーザー

売り手

認定削減証書プロバイダー
発電事業者
プロジェクト・ベースでの参加者



まとめ

- 京都議定書の目標達成を前提としつつ、中長期を見据え、脱温暖化社会への転換を促す政策が必要
- すべての部門をカバーする総合的なポリシーミックスが必要
- WWFは、その要として排出量取引制度の導入が重要と考える
- 米欧豪では、それぞれ、つまづきながらもそうした制度導入への気運が盛り上がっている
- カーボン市場から取り残されるリスクも考慮して、本格的に制度としての排出量取引制度の可能性を検討する必要がある

